

## 津市監査委員告示第11号

平成23年11月7日付けで提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年12月22日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年12月28日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	山	崎	正行
津市監査委員	田	矢	修介

### 記

#### 第1 請求の受理

##### 1 受理年月日

津市職員措置請求書は、平成23年11月7日に受理した。

##### 2 請求人

住所 津市

氏名 田中 守

##### 3 請求の概要

津市職員措置請求書、事実を証する書面及び平成23年11月15日に提出された書面の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりである。

なお、平成23年11月16日に請求人陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

##### (1) 主張の要旨

平成22年12月24日付け津市指令高第1226号「平成21年度津市敬老事業補助金の返還に係る分割納付の許可について（通知）」に基づき、同日に一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）から179,362円が返還されている。

当該返還金については、一身田地区社協の平成22年度津市敬老事業

実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）によれば、支出の部に記載がない一方、一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告によれば、市への返還金１７９，３６２円に８５４，９６５円を加えた１，０３４，３２７円が支出されているが、返還金に係る財源に合致する科目はない。

平成２２年１２月２４日に返還された１７９，３６２円は、市から返還を求められた補助金の一部であるから、翌年度に交付された補助金の中から支出されることは許されず、また、市等から交付された他の補助金（社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の補助金処理を含む。）からの流用も許されない。

ところが、一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告の収入の部の財源（科目）を見ると、返還金に充当できる科目はない。

仮に繰越金、参加者収入、雑収入を充当したとしても返還金額に不足が生じるため、市、市社協、共同募金分配金から支出されているものとし解釈できない。

なお、繰越金は過去の市からの補助金が含まれるものであり、参加者収入はそれぞれの目的で参加者から徴収したものであって、雑収入は預金利息などであることから、いずれも返還金に充当できる性格のものとするには無理が生じる。

さらに、平成２２年度津市敬老事業補助金について、一身田地区社協は、概算払により１，７８４，０００円を受領しているが、市の補助金等で成り立っている市社協の傘下にある一身田地区社協の平成２２年度収支決算報告に返還金として８５４，９６５円が計上されていることは、目的外使用であるとともに、同金額の二重計上となる。

## （２）求める措置の内容

平成２２年度に一身田地区社協に交付した補助金等の公金から不正に支出した金額を算定し、市が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求する。

## 第２ 監査の実施

### １ 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、平成２２年

度に一身田地区社協に交付した補助金等の公金から不正に返還金を支出した事実があるのか否か、とした。

## 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を健康福祉部高齢福祉課とし、関係文書の提出を求めるとともに、必要に応じて、同部福祉政策課に關係文書の提出を求めた。

また、法第199条第8項の規定に基づき、一身田地区社協の關係者に証憑書類の提出等を求めた。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

#### (1) 一身田地区社協からの返還（納入）金について

まず、平成22年12月24日に一身田地区社協から179,362円の納入があったことについて、当該納入金は、平成21年度津市敬老事業補助金に係る財務会計行為を対象とした監査請求の監査結果(勧告)に基づき、市長が一身田地区社協に返還を求めた579,362円の一部であって、分割納付の許可に従い、納入されたものである。

次に、平成23年4月28日に一身田地区社協から854,965円の納入があったことについて、その経緯は次のとおりである。

健康福祉部の部次長は、平成22年7月21日付けで一身田地区社協に平成22年度津市敬老事業補助金1,784,000円を交付決定することを決裁し、高齢福祉課長は同月26日付けで支出令書(概算払)を決裁、当該交付決定額は、同年8月5日に一身田地区社協に支払われた。

一身田地区社協の会長は、平成23年3月25日付けで事業規模の縮小などを理由とする平成22年度津市敬老事業計画変更承認申請書を提出し、部次長は、同日付けで交付決定額1,784,000円を929,035円に変更することを決裁した。

一身田地区社協の会長は、平成23年3月31日付けで本件実績報告書を提出し、部次長は、同日付けで変更後の交付決定額をもって交付確

定することを決裁し、概算払額が当該交付決定（確定）額を超過する額 854,965円について、一身田地区社協は、同年4月28日に市に納入（戻入）した。

本件実績報告書の内容（要旨について下表参照）については、収支決算書の支出の部に計上された市費充当額の総額は929,035円で、交付確定額と同額であり、支出項目ごとの経費の内容について、一身田地区社協の証憑書類を調査したところ、いずれも一身田地区社協が敬老事業として実施したとする「敬老のつどい」、「健康料理講習会」、「元気づくり凧揚げ大会」に係る経費として支出されたものであることが認められるものであって、支出項目ごとの市費充当額は、それぞれの証憑書類の金額の合計額と一致し、又はその範囲内であった。

【本件実績報告書の要旨】

（単位：円）

事業成果及び収支決算書				
事業成果	1 敬老のつどいの開催（開催日：平成22年9月19日 参加者：400名（うち70歳以上の者350名））			
	2 健康料理講習会の開催（開催時期：平成22年6月～平成23年2月（5回） 参加者：143名（うち70歳以上の者118名））			
	3 元気づくり凧揚げ大会の開催（開催日：平成23年2月12日 参加者：450名（うち70歳以上の者70名））			
収入の部		支出の部		
項目	金額	項目	金額	市費充当額
市補助金	929,035	記念品代	332,800	332,800
一身田地区社協負担金	86,706	会場借上料	59,285	59,285
料理教室参加負担金	71,500	会場設営費	29,000	29,000
反省会参加負担金	14,000	会場設営準備費	49,000	42,000
		出演者謝礼	106,491	106,491
		パンフレット印刷代	37,090	37,090
		事務費	7,235	7,235
		雑費	5,937	5,937
		健康料理教室	193,166	121,666
		元気づくり凧揚げ大会	194,749	187,531
		食糧費	86,488	0
合計	1,101,241	合計	1,101,241	929,035

(2) 平成22年度の補助金等について

一身田地区社協の平成22年度収支決算報告の収入の部に計上された「助成金」(総額3,614,000円)について、高齢福祉課、福祉政策課の関係文書及び一身田地区社協の証憑書類を調査したところ、市が交付したものについては、平成22年度津市敬老事業補助金の概算払分(1,784,000円)(前記(1)参照)及び平成22年度民生委員候補者推薦事務委託料(8,000円)であること、その余の1,822,000円(共同募金配分金を含む。)については、すべて市社協が交付したものであることが認められた。

このうち、平成22年度民生委員候補者推薦事務委託料については、民生委員の一斉改選に伴い、健康福祉部福祉政策課長は、平成22年5月24日に民生委員推薦準備会に関する説明会を開催し、当該説明会において、一身田地区民生委員推薦準備会に民生委員候補者推薦事務に係る業務を委託した。同準備会の委員長は、同年7月26日付けで当該委託料の請求書(当該請求書は「委任状」を兼ねる様式で、当該委託料の受領について、一身田地区社協の会長に委任したとしている。)を提出し、福祉政策課長は、同日付けで支出命令書(前金払)を決裁、当該委託料は、同年8月6日に一身田地区社協に支払われた。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求のうち、市社協の補助金(共同募金配分金を含む。以下同じ。)処理を対象とした監査請求並びに市の平成22年度津市敬老事業補助金(以下「本件補助金」という。)の交付決定、支出命令(概算払)及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令(前金払)及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求については、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

本件監査請求のうち、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求については、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求について、請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

### 3 結論に至った理由

#### (1) 不適法な監査請求について

##### ア 市社協の補助金処理を対象とした監査請求について

法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は公金の賦課等を怠る事実によって、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであるが、市社協については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に基づく団体（同法第22条に定める社会福祉法人）であって、市とは別の法人格を有するものである。このことから、市長又は市の職員による市社協への補助金等に係る財務会計行為については、監査請求の対象になり得るが、市社協の役職員（津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第1項の規定に基づき派遣された市職員を含む。）が市社協の事業として行う補助金処理については、社会福祉法に法第242条第1項の準用規定が存在しない以上、監査請求の対象にはなり得ないものである。

以上のことから、市社協の補助金処理を対象とした監査請求については、不適法な監査請求であると判断した。

##### イ 本件補助金の交付決定、支出命令（概算払）及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令（前金払）及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求について

財務会計行為を対象とする監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」

（法第242条第2項本文）とする監査請求の期間制限を定めており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書が定める「正当な理由」があるときを除き、監査請求期間内に行われたものであることが必要である。

そして、「当該行為」とは、公金の支出は広義の意味において、支出負担行為（支出の原因となる契約の締結等）、支出命令及び支払といった3つの財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計法規の内容も同一ではないため、それぞれに独立した財務会計行為をいうものと解すべきであり、監査請求期間は、それぞれ「当該行為」のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である。

これを本件監査請求について見ると、本件補助金の交付決定のあった日は平成22年7月21日、支出命令（概算払）のあった日は同月26日、支払のあった日は同年8月5日であり、また、民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結があった日は同年5月24日、支出命令（前金払）のあった日は同年7月26日、支払のあった日は同年8月6日であり、平成23年1月7日になされた本件監査請求は、これらの財務会計行為のあった日からいずれも1年を経過した後、なされたものであることが認められる。

そして、「正当な理由」については、請求人は何ら主張していないが、「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提要件であり、これらの財務会計行為は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたもので、その過程において秘密裡に行われたという事実は認められないことから、「正当な理由」がないことは明らかとすべきである。

以上のことから、本件補助金の交付決定、支出命令（概算払）及び支払に係る財務会計行為並びに民生委員候補者推薦事務業務委託契約の締結、支出命令（前金払）及び支払に係る財務会計行為を対象とした監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

## （2）適法な監査請求について

請求人は、平成22年12月24日に納入された平成21年度津市敬老事業補助金に係る返還金（179,362円）について、翌年度に交付された補助金の中から支出されることは許されないと主張しているが、確認した事実の概要で示したとおり、翌年度に支出されたのは本件補助

金のみであることが認められ、本件実績報告書の収支決算書の支出の部に計上された市費充当額の総額 929,035 円は、交付確定額と同額であり、当該市費充当経費は、いずれも一身田地区社協が敬老事業として実施したとする各事業に係る経費であることが認められるのであって、当該返還金の財源として使用した事実は認められない。

また、請求人は、繰越金は過去の市からの補助金が含まれるものであり、雑収入は預金利息などであることから、いずれも返還金に充当できる性格のものとするには無理が生じると主張しているが、一身田地区社協は、その会則の定め、総会の決議等により、各種の事業活動を自主的に行う団体であり、平成 22 年度収支決算報告の収入の部に計上された繰越金は、前年度の事業活動の結果として発生した剰余金であって、一身田地区社協が必要に応じて処分し得る性格を有するものである。雑収入の預金利息については、本件補助金は概算払により、一身田地区社協の会長名義の預金口座に入金されているが、本件補助金の交付決定及びその条件に本件補助金に係る預金利息の取扱いに関する特段の定めはなく、また、当該預金口座には、一身田地区社協の事業活動に伴う様々な入金及び出金があり、一身田地区社協の資産である預金債権に係る利息収入は、一身田地区社協が必要に応じて処分し得る性格を有するものである。これらのことから、請求人の主張は独自の見解であって、これを採用することはできない。

次に、請求人は、平成 23 年 4 月 28 日に納入された返還金(854,965 円)について、市社協と一身田地区社協の関係の観点から、一身田地区社協の平成 22 年度収支決算報告に返還金として計上されていることは「目的外使用であるとともに、同金額の二重計上となる」と主張している。当該主張は、住民監査請求制度の趣旨に照らし、その論旨は明らかではないが、当該返還金は、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定の手續の結果、市に納入されたものであり、これらの手續に違法又は不当と評価し得る事実は認められないことから、本件補助金を不正に使用したということとはできない。

以上のことから、本件補助金に係る事業計画変更承認及び交付確定に係る財務会計行為を対象とした監査請求について、請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

以上